

表－５ 産業廃棄物の種類別処理処分単価表

(単位：円／トン)

区分	産業廃棄物の種類	処理処分費(税抜価格)	
埋立	金属くず	9,500	
	鋳さい	9,500	
	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	処理前の廃棄物に 該当する単価	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	保温くず	20,000
		石膏ボード	21,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
	がれき類	保温くず	20,000
		石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
	燃え殻	11,500	
	ばいじん	13,500	
	汚泥	石綿含有仕上塗材等	76,500
		廃油(タールピッチ類)	20,000
	ゴムくず	20,000	
	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物	23,500
		石綿含有仕上塗材等	76,500
		特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	76,500
	自動車等破碎物	23,500	
	焼却	汚泥	18,000
		廃プラスチック類	22,000
		紙くず	22,000
		木くず	22,000
繊維くず		22,000	
ゴムくず		22,000	

(備考1) 別途、消費税及び埋立処分については産業廃棄物処理税(1,000円/トン)が必要です。

(備考2) 混合廃棄物の処理処分単価は、含まれる産業廃棄物の種類の中で最も高い金額とします。

(備考3) 廃棄物の性状等により特に必要と認められたときは、別途、所要額を加算します。

※みずしま資源再生センターの焼却(再生)処理処分費は廃棄物の性状等により異なるため別途ご相談ください。